調査計画

1　調査の名称（□特定一般統計調査　■その他の一般統計調査）

家内労働等実態調査

2　調査の目的

本調査は、全国の家内労働者の労働条件及び委託者の委託条件等家内労働の実態を把握し、家内労働対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

3　調査対象の範囲

（1）地域的範囲（■全国　□その他）

（2）属性的範囲（■個人　□世帯　■事業所　□企業・法人・団体　□地方公共団体　□その他）

ア　委託者票

次の事業の種類に属し、家内労働法第２条第３項に規定する委託者（以下「委託者」という。）

(ア)　食料品製造業

(イ)　繊維工業

(ウ)　木材・木製品、家具・装備品製造業

(エ)　紙・紙加工品製造業

(オ)　印刷・同関連及び出版業

(カ)　ゴム製品製造業

(キ)　皮革製品製造業

(ク)　窯業・土石製品製造業

(ケ)　金属製品製造業

(コ)　電子部品・デバイス製造業

(サ)　電気機械器具製造業

(シ)　情報通信機械器具製造業

(ス)　機械器具等製造業

(セ)　その他の製造業（雑貨等）

イ　家内労働者票

上記委託者から業務の委託を受けている、家内労働法第２条第２項に規定する家内労働者

4　報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）報告者数

ア　委託者票

約1,300営業所（母集団の大きさ　約6,200営業所）

イ　家内労働者票

約4,200人（母集団の大きさ　約85,000人）

（2）報告者の選定方法（□全数　■無作為抽出(□全数階層あり)　□有意抽出）

ア　委託者票

令和７年度家内労働概況調査により把握した委託者を母集団とし、委託者の営業所の事業の種類を層とする層化無作為抽出により選定する（標本設計については、別添１参照）。

※家内労働法において、委託者は家内労働者数等を記載した「委託状況届」を、労働基準監督署を通じて都道府県労働局に提出しなければならない旨が定められており、都道府県労働局において毎年10月１日時点での委託者名簿を整備している。これを集計したものが家内労働概況調査である。

イ　家内労働者票

委託者調査対象営業所を第一次抽出単位、当該営業所から業務の委託を受けている家内労働者を第二次抽出単位とし、営業所は事業の種類、家内労働者は性を層とする層化二段無作為抽出により選定する（標本設計については、別添１参照）。

5　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項

ア　委託者票

（ア）　営業所に関する事項

a　営業所の名称

b　営業所の所在地

c　営業所の主な事業の内容

d　営業所で家内労働者に委託している主な業務の内容

e　営業所の常用雇用者数

f　営業所が常時委託している家内労働者数

（イ）　委託理由及び委託する仕事量の変動

a　家内労働者に仕事を委託している主な理由

b　家内労働者に委託している仕事量の１年前と比べた増減及びその主な理由

c　今後１年間における家内労働者に委託する仕事量の増減及びその主な理由

（ウ）　工賃の改定状況、工賃決定の要素及び工賃以外の経済的な援助の状況

a　現在の工賃の決定時期

b　家内労働者に支払う工賃の決定に際して重視する事項

c　過去１年間における工賃以外の経済的な援助の有無及びその内容

d　資金移動業者の口座への支払い希望

e　金融商品取引業者に対する預り金への振込み希望

（エ）　安全衛生

a　危険有害業務を伴う作業の委託の有無

b　委託した危険有害業務の具体的な業務内容

c　委託した危険有害業務に対する具体的な安全衛生対策

イ　家内労働者票

（ア）　家内労働者に関する一般的事項

a　性別、年齢

b　現在までの家内労働従事期間

c　取り扱っている製品の種類

d　世帯主（主たる家計維持者）との関係

e　家内労働者が「世帯主本人」の場合の世帯主の就業形態

f　家内労働者が「世帯主の配偶者」の場合の世帯主の職業及び月収額

（イ）　就業日数、時間等

a　１か月の就業日数、１日の平均就業時間

b　１年前の仕事量と比べた変動状況

（ウ）　工賃等

a　１か月の工賃額

b　１か月の必要経費額

c　工賃の支払場所

d　資金移動業者の口座への支払い希望＊

e　金融商品取引業者に対する預り金への振込み希望＊

（エ）　受託関係

a　委託契約の方法

（オ）　安全衛生等

a　仕事場における機械類、原料・材料の使用の有無及び使用状況

b　機械類、原料・材料の使用上の危害防止措置の取組状況

c　過去１年間の健康診断の受診状況及び受診していない場合の未受診理由

d　委託者からの健康診断の受診に対する指導の有無

e　過去２年間の家内労働における負傷、疾病の状況

（カ）　家内労働者の就業意識等

a　家内労働に従事する理由

b　家内労働を選んだ理由

c　家内労働をする上で困っていることの有無及び内容＊

d　現在の家内労働の継続意思及び今後の就業希望

（「＊」を付した事項については、意識等に関する事項を指す。）

〔集計しない事項の有無〕　無□　有■

営業所の名称、所在地及び法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

（２）基準となる期日又は期間

令和８年９月 30 日現在。

ただし、委託者票のうち調査項目の一部については、令和７年10月１日から令和８年９月30日までの１年間（（ウ）ｃ）及び令和８年10月１日から令和９年９月30日までの１年間（（イ）ｃ）とする。

また、家内労働者票のうち調査項目の一部については、令和７年10月１日から令和８年９月30日までの１年間（（オ）ｃ、ｄ）及び令和６年10月１日から令和８年９月30日までの２年間（（オ）ｅ）とする。

６　報告を求めるために用いる方法

（１）調査系統

ア　委託者票

・配布

厚生労働省　－　都道府県労働局　－　報告者

・取集

(郵送)

報告者　－　都道府県労働局　－　厚生労働省

(オンライン)

報告者　－　民間事業者　－　厚生労働省

イ　家内労働者票

厚生労働省　－　都道府県労働局　－　委託者調査対象営業所　－　報告者

（2）調査方法

■郵送調査　■オンライン調査（□政府統計共同利用システム　■独自のシステム　□電子メール）

□調査員調査　□その他（　　）

〔調査方法の概要〕

ア　委託者票

厚生労働省から都道府県労働局を経由して報告者に対し、調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインのいずれかでの回答を求める。その際、オンラインで回答する場合の回答用サイトのＵＲＬ，報告者専用のＩＤ及びパスワードを併せて通知する。

郵送での回答については、報告者から都道府県労働局を経由して調査票を回収し、オンラインでの回答については、報告者が所定の回答用サイト上で回答し、民間事業者が回収する。回答用サイトとの通信は、ＳＳＬ暗号化通信を用い、情報漏えいを防ぐ。

イ　家内労働者票

調査票の配布：厚生労働省から都道府県労働局を経由して委託者調査対象営業所に対して、調査票を郵送し、委託者調査対象営業所は報告者に対し、調査票を配布する。

調査票の回収：委託者調査対象営業所が、報告者から調査票を回収して都道府県労働局に郵送し、都道府県労働局は調査票をとりまとめて厚生労働省に対し郵送する。

(民間事業者への業務委託内容)

・オンライン調査票作成、オンライン回答の受付業務、調査票のデータ入力、集計作業、個票の審査・疑義照会。

7　報告を求める期間

（1）調査の周期

□１回限り　□毎月　□四半期　□１年　□２年　■３年　□５年　□不定期　□その他（　　）

（１年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：令和５年）

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和８年10月１日～10月31日

8　集計事項

別添２を参照

9　調査結果の公表の方法及び期日

（1）公表・非公表の別（■全部公表　□一部非公表　□全部非公表）

（2）公表の方法（■e-Stat　□インターネット（e-Stat以外）　□印刷物　□閲覧）

（３）公表の期日

調査結果（８の集計事項。以下同様）の概況及び調査結果について、令和９年３月末までに行う。

調査結果の概況は厚生労働省ホームページに、調査結果はe-Statに掲載し、厚生労働省ホームページには、e-Statへのリンク先を掲載する。

10　使用する統計基準等

■使用する→■日本標準産業分類　　□その他（　　）

□使用しない

本調査は、都道府県労働局において、毎年10月１日時点で整備される委託者名簿を母集団とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示においては、日本標準産業分類の中分類を基に作成した本調査独自の産業分類を使用している。

11　調査票情報の保存期間及び保存責任者

（１）調査票情報の保存期間

・記入済み調査票：１年

・調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

（２）保存責任者

厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課長

別添１

家内労働等実態調査の標本設計

１　母集団について

・サンプルフレーム

委託者については、令和７年度家内労働概況調査における委託者名簿、家内労働者については、それらの委託者から業務の委託を受けている家内労働者である。

・調査の範囲

《委託者票》

令和７年度家内労働概況調査における委託者名簿をもとに、次の事業の種類に属する家内労働法第２条第３項に規定する委託者

- ・食料品製造業
- ・繊維工業
- ・木材・木製品、家具・装備品製造業
- ・紙・紙加工品製造業
- ・印刷・同関連及び出版業
- ・ゴム製品製造業
- ・皮革製品製造業
- ・窯業・土石製品製造業
- ・金属製品製造業
- ・電子部品・デバイス製造業
- ・電気機械器具製造業
- ・情報通信機械器具製造業
- ・機械器具等製造業
- ・その他の製造業（雑貨等）

《家内労働者票》

上記委託者から業務の委託を受けている家内労働者。

・母集団の大きさ

委託者票は、約 6,200 営業所

家内労働者票は、約 85,000 人である。

２　標本設計について

《委託者票》

・抽出方法

委託者の営業所の事業の種類（14 種類）を層とする層化無作為抽出を行っている。

・目標精度及び標本の大きさ

ある属性をもつ委託者の営業所の割合について、その割合の値にかかわらず、各層ごとに標準誤差が 4.1%以内になるように次の算式により最も小さな標本の大きさを決定し、さらに前回の回収率（88.7%）を考慮しつつも、予算の制約を

踏まえて算出した約 1,300 営業所。

$$\sigma^2 \geqq \frac{N-n}{N-1} \cdot \frac{P(1-P)}{n} \quad for\ \forall P \in [0,1]$$

σ ：標準誤差（0.041）
N ：母集団営業所数
n ：標本委託者数
p ：ある属性を持つ委託者割合（＝0.5）

《家内労働者票》

・抽出方法

営業所を第１次抽出単位、家内労働者を第２次抽出単位とし、営業所は事業の種類（14 種類)、家内労働者は性を層とする層化二段抽出を行っている。

・目標精度及び標本の大きさ

ある属性をもつ家内労働者の割合について、その割合の値にかかわらず、各層ごとに標準誤差が 5.0%以内になるように次の算式により最も小さな標本の大きさを決定する。

ただし、最も小さな標本の大きさが第１次抽出単位における家内労働者数を超えるときは第１次抽出単位における家内労働者数とする。さらに前回の回収率（79.8%）を考慮しつつも、予算の制約を踏まえて算出した約 4,200 人。

$$\sigma^2 \geqq {\sigma_m}^2 = 2 \cdot \frac{N_m - n_m}{N_m - 1} \cdot \frac{P(1-P)}{n_m}, \quad \sigma^2 \geqq {\sigma_f}^2 = 2 \cdot \frac{N_f - n_f}{N_f - 1} \cdot \frac{P(1-P)}{n_f} \quad for\ \forall P \in [0,1]$$

σ ：標準誤差（0.05）
N ：母集団家内労働者数（m：男、 f ：女）
n ：標本家内労働者数（m：男、 f ：女）
P ：ある属性を持つ家内労働者割合

３　母集団推計を行う場合の推計方法

業種ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出している。

別添２

令和８年度家内労働等実態調査　集計事項

【委託者票】

Ⅰ　営業所に関する事項

（１）　業種、業務内容別委託者数及び割合

（２）　業種、雇用者規模別委託者数及び割合

（３）　常時委託している家内労働者規模別、委託業務別委託者数及び割合

Ⅱ　委託理由及び委託する仕事量の変動

（４）　業種、委託理由別委託者数及び割合

（５）　業種、過去１年間の委託量変動状況別委託者数及び割合

（６）　業種、委託量減少理由別委託者数及び割合

（７）　業種、今後１年間の委託量変動見込み別委託者数及び割合

（８）　業種、減らしたい又は中止したい理由別委託者数及び割合

Ⅲ　委託及び募集等の方法

（９）　業種、工賃の決定時期別委託者数及び割合

(10)　業種、工賃決定要素別委託者数及び割合

(11)　業種、過去１年間における工賃以外の経済的援助の有無・内容別委託者数及び割合

(12)　業種、資金移動業者の口座への支払い希望別委託者数及び割合

(13)　業種、金融商品取引業者に対する預り金への振り込み希望別委託者数及び割合

Ⅳ　安全衛生

(14)　業種、危険有害業務の内容別委託者数及び割合

(15)　業種、危険有害業務への安全衛生対策内容別委託者数及び割合

【家内労働者票】

Ⅰ　家内労働者に関する一般的事項

（１）　業種、性、類型、世帯主との関係別家内労働者数及び割合

（２）　業種、性、類型、年齢階級別家内労働者数及び割合並びに平均年齢

（３）　業種、性、類型、経験年数階級別家内労働者数及び割合並びに平均経験年数

（４）　性、世帯主の就業状況、世帯主の月収額階級別家内労働者数及び割合

Ⅱ　就業日数、時間等

（５）　業種、性、類型、就業日数階級別家内労働者数及び割合並びに平均就業日数

（６）　業種、性、類型、１日の就業時間階級別家内労働者数及び割合並びに１人当たりの１日の平均就業時間数

（７）　業種、性、類型、仕事量の変動状況別家内労働者数及び割合

Ⅲ　工賃等

（８）　業種、性、類型、月収階級別家内労働者数及び割合並びに１人平均工賃月収額

（９）　業種、性、類型、１時間当たりの工賃額階級別家内労働者数及び割合並びに平均工賃額

(10)　業種、性、類型、必要経費の有無別家内労働者数及び割合並びに必要経費額

(11)　業種、性、工賃の支払場所別家内労働者数及び割合

(12)　業種、類型、資金移動業者の口座への支払い希望別家内労働者数及び割合

(13)　年齢階級、資金移動業者の口座への支払い希望別家内労働者数及び割合

(14)　業種、類型、金融商品取引業者に対する預り金への振り込み希望別家内労働者数及び割合

(15)　年齢階級、金融商品取引業者に対する預り金への振り込み希望別家内労働者数及び割合

Ⅳ　受託関係

(16)　業種、性、類型、委託契約方法別家内労働者数及び割合

Ⅴ　安全衛生等

(17)　業種、性、機械・原材料の使用有無及び種類別家内労働者数及び割合

(18-1) 業種、性、機械及び原材料、危害防止措置の有無及び理由別家内労働者数及び割合

(18-2) 使用機械及び原材料、危害防止措置の有無及び理由別家内労働者数及び割合

(19-1) 業種、性、健康診断の受診の有無、委託者の指導の有無別家内労働者数及び割合

(19-2) 機械及び原材料、健康診断の受診の有無、委託者の指導の有無別家内労働者数及び割合

(20-1) 業種、性、負傷・疾病発生の有無別家内労働者数及び割合

(20-2) 使用機械及び原材料、負傷・疾病発生の有無別家内労働者数及び割合

(21-1) 業種、性、負傷の状況、診察の有無別家内労働者数及び割合

(21-2) 使用機械・原材料、負傷の状況、診察の有無別家内労働者数及び割合

(22-1) 業種、性、疾病の状況、診察の有無別家内労働者数及び割合

(22-2) 機械及び原材料、疾病の状況、診察の有無別家内労働者数及び割合

Ⅵ　家内労働者の就業意識等

(23)　業種、性、類型、家内労働に従事する理由別家内労働者数及び割合

(24)　業種、性、類型、家内労働を選んだ理由別家内労働者数及び割合

(25-1) 業種、性、類型、家内労働をする上で困っている内容別家内労働者数及び割合

(25-2) 業種、性、家内労働を継続したい、困っている内容別家内労働者数及び割合

(25-3) 業種、性、家内労働をやめたい、困っている内容、今後したいこと別家内労働者数及び割合

家内労働等実態調査の調査票回収率の推移

調査年及び調査の名称	委託者票	家内労働者票
	回収率	回収率
令和5年 家内労働等実態調査（家内労働者・委託者）	88.7%	79.8%
令和2年 家内労働等実態調査（家内労働者・委託者）	85.1%	77.1%
平成29年 家内労働等実態調査（家内労働者・委託者）	89.9%	79.1%
平成26年 家内労働等実態調査（家内労働者・委託者）	82.5%	66.6%
平成23年 家内労働等実態調査（家内労働者・委託者）	85.1%	76.5%
平成18年 家内労働等実態調査（家内労働者）	－	91.5%
平成17年 家内労働等実態調査（委託者）	93.5%	－
平成15年 家内労働等実態調査（家内労働者）	－	91.7%
平成14年 家内労働等実態調査（委託者）	92.7%	－
平成12年 家内労働等実態調査（家内労働者）	－	98.8%
平成11年 家内労働等実態調査（委託者）	100.0%	－

（注）平成13年及び16年は在宅就業に関する実態調査を実施